



第1章 計画の策定 にあたって

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の背景・目的

大阪狭山市教育委員会では、平成 27 年 3 月に「第 1 期大阪狭山市教育振興基本計画」を策定し、「学びあい、つながりあい、未来に輝く人づくり」を基本理念に掲げ、教育の振興に取り組んできました。

社会の潮流や教育を取り巻く環境は、変化を続けています。

学校教育では、学習指導要領*の改訂が行われ、新しい教育課程による学習が始まります。小中学校には新たな教科として「道徳」が新設され先行して実施しているほか、小学校での英語教育やプログラミング教育*など新たな学びがスタートします。また、就学前教育*では、小学校への接続をより意識した幼稚園教育要領*などの改訂が行われ、将来を見据えた連続した学びを重視した教育が始まりました。一方で、子どもたちを取り巻く問題が複雑かつ困難さを増すなか、教員の長時間労働が社会問題となっています。教員が本来の職務である子どもたちとじっくり向きあう時間を確保できるように、学校における働き方改革の取り組みを着実にすすめる必要があります。

技術革新は私たちの暮らしに大きな変化をもたらしています。スマートフォンに代表される情報通信機器は、暮らしを便利にする一方で、インターネット依存や SNS*をきっかけとしたいじめやトラブルなど、以前にはなかった新たな課題を生んでいます。情報を正しく、主体的に扱えるよう、子どもたちへの情報教育の必要性が高まっています。

また、「超スマート社会 (Society5.0*)」の到来が予測されるなか、さまざまな分野で人工知能 (AI) 技術の活用が始まっています。今ある職業の多くが将来、人工知能に置き換わるといった予測もあり、技術革新が労働のあり方や産業構造をも大きく変えようとしています。激しく変化し、複雑化する時代を生きる子どもたちが、自分の将来に夢や希望を持って主体的に社会にかかわり、自ら未来を切りひらいていくためには、知識や情報、技術を活用する力、人間関係を形成する力、自律的に行動する力など、これからの社会を生き抜くために必要な基礎となる能力の育成が求められています。

子どもの貧困も、大きな社会問題のひとつです。国際機関の調査で、日本の子どもの 7 人に 1 人が貧困の状態にあると指摘されており、先進国のなかでも高い貧困率になっています。子どもの将来が、生まれ育った環境に左右されることのないよう、子どもたちの健やかな成長を、社会全体で支えていかなければなりません。

わが国は、まもなく人生 100 年時代*を迎えようとしています。誰もが幸せに、いつまでも生きがいをもって健康的な生活を送るためには、一生涯学び続けられること、

何歳からでも学び直しができること、地域とのつながりを持ち活躍できる場所があることが重要であり、人生 100 年時代*を見据えた生涯学習の仕組みづくりが求められています。

社会の潮流はこれからも変化し続けます。その一方で、これまで成長一辺倒だった社会の価値観に対して、持続可能性という考え方が重視されるようになっていきます。持続可能な開発目標（SDGs）をはじめとした社会の持続的な成長・発展を目標とする国際的な取組みも広がり、国は平成 28 年に「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」を策定し、持続可能で強靱な、誰一人取り残さない社会の実現に向けた取組みを推進しています。本市においても、社会の持続的な発展を支える人材を育てるためには、人と人とがつながり、学校・家庭・地域が連携・協働し、市民総がかりで大阪狭山市の教育をすすめていくことが重要です。この計画は、「第 1 期大阪狭山市教育振興基本計画」が掲げた「学びあい、つながりあい、未来に輝く人づくり」を基本理念として継承しながら、教育を取り巻く課題の解決をめざすとともに、新しい時代を見据えた、次代の教育を実現するために、私たち大阪狭山市民の共通の目標とすることを目的としています。

SDGs のロゴ



SDGs（エス・ディー・ジーズ）「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称です。2015 年 9 月、国連サミットで採択された成果文章「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（通称：2030 アジェンダ）」の柱として、世界共通の 17 のゴール（目標）、目標ごとの 169 のターゲットから構成されています。国連に加盟している 193 の国と地域が 2030 年を期限に達成をめざすものです。

(2) 国の動向

《教育基本法の改正》（平成 18 年 12 月）

教育を取り巻くさまざまな状況の変化を踏まえたうえで、「人格の完成」や「個人の尊厳」など普遍的な理念は大切にしつつ、新しい時代の教育を築くという基本理念が明示されました。

《地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正》（平成 27 年 4 月）

教育の政治的中立性・継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、市長との連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されました。

《社会教育法の改正》（平成 29 年 3 月）

地域全体で子どもたちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動*」を実施する教育委員会において、地域住民などと学校との連携協力体制を整備することや、地域住民などと学校の情報共有や助言などを行う「地域学校協働活動推進員*」の委嘱に関する規定が整備されました。

《地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正》（平成 29 年 4 月）

平成 27 年 12 月にとりまとめられた中央教育審議会答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」を踏まえ、学校運営協議会*の設置の努力義務化やその役割の充実などを内容とする地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されました。

《学習指導要領の改訂》（平成 30 年度から移行期間）

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを明確にしながら、社会との連携・協働によりその実現を図ることが示されました。

《学校における働き方改革に関する緊急対策の策定》（平成 29 年 12 月）

平成 29 年 12 月に中央教育審議会において「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中間まとめ）」が示され、これにもとづく「中間まとめ」において示された具体的な方策を踏まえ、文部科学省が実施する内容を緊急対策としてとりまとめられました。

《第3期教育振興基本計画の策定》（平成30年6月）

平成30年6月に「第3期教育振興基本計画」が閣議決定され、2030年以降の社会の変化を見据えた教育政策のあり方や、教育を通じて生涯にわたる「可能性」と「チャンス」の最大化に向けた視点と、教育政策を推進するための基盤に着目し、以下の5つの方針により取組みが整理されました。

【今後の教育政策に関する基本的な方針】

- 1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
- 2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
- 3 生涯学び、活躍できる環境を整える
- 4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネット*を構築する
- 5 教育政策推進のための基盤を整備する

（3）本市の動向

本市では、「第四次大阪狭山市総合計画」との整合性を図りつつ、平成27年3月に「第1期大阪狭山市教育振興基本計画」を策定し、各種教育施策をすすめてきました。

就学前教育*や子育てについては、「大阪狭山市子ども・子育て支援事業計画（さやまっ子のびのびプラン）」や「大阪狭山市保育・教育指針」にもとづき施策を展開するとともに、平成31年2月に策定した「大阪狭山市歴史文化基本構想*」のもと、歴史文化を生かしたまちづくりの推進や郷土に対する誇りと愛着の深化にも取り組んできました。

また、「第四次大阪狭山市総合計画」が令和2年度末をもって終了することから、令和3年度を始期とする「第五次大阪狭山市総合計画」が策定される予定です。

それに先だって本計画を策定することから、「第五次大阪狭山市総合計画」における教育分野の取組みの方向性や考え方は、本計画で定める方針と整合を図り策定することとしています。

本市では、こうした国の動向や方向性を参酌するとともに、これまでの本市の教育施策の成果と課題、さらに、複雑化・多様化している子どもを取り巻く課題に対応するため、家庭、地域はもとより、大学などの教育機関、ボランティア、企業などの多様な主体が連携しながら、今後の本市がめざすべき教育目標を共有し、教育施策を推進します。

2 計画の位置付け

本計画は、教育基本法第 17 条第 2 項にもとづいて策定する本市における教育振興のための施策に関する基本的な計画です。また、国や府の関連計画を踏まえるとともに、市の最上位計画である「大阪狭山市総合計画」をはじめ、市の関連計画との整合を図っています。なお、本計画の計画期間中に見直しが必要なものについては、必要に応じて計画を推進するなかで適宜反映するものとします。

3 計画の期間

本計画の期間は令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間とします。なお、社会状況の変化などにより必要な場合には、見直しを行うものとします。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
国	第 3 期教育振興基本計画 (平成 30 年度～令和 4 年度)									
府	大阪府教育振興基本計画 (平成 25 年度～令和 4 年度)									
市	第四次 (～令和 2 年度)	第五次大阪狭山市総合計画 (令和 3 年度～令和 12 年度)								
	第 2 期大阪狭山市教育振興基本計画 (令和 2 年度～令和 6 年度)									

4 計画の策定体制

(1) 「大阪狭山市教育振興基本計画策定委員会」の設置

本計画の策定にあたり、有識者、関係団体、公募市民、行政関係者など16名を大阪狭山市教育振興基本計画策定委員会委員として委嘱及び任命し、「大阪狭山市教育振興基本計画策定委員会」を設置し、計画の内容について審議しました。

(2) アンケート調査の実施

計画策定及び今後の教育施策のための基礎資料とすることを目的に、市民のみなさんを対象にしたアンケート調査を実施しました。また、子どもたちの学校での状況と今後の学校教育のあり方について把握することを目的に、教職員アンケート調査もあわせて実施しました。

①調査対象

市 民：市内在住の16歳以上の市民から無作為抽出

教職員：市内の保育所・幼稚園・認定こども園、小中学校の全教職員

②調査期間

平成31年4月3日から4月24日

③回収状況

	配 布 数	有効回答数	有効回答率
市 民	2,000 通	678 通	33.9%
保育所・幼稚園 認定こども園教職員	212 通	192 通	90.6%
小中学校教職員	321 通	243 通	75.7%

(3) パブリックコメントの実施

計画内容について、市民からの幅広い意見を考慮して最終的な意思決定を行うために、令和2年1月10日から1月31日にかけて、『第2期大阪狭山市教育振興基本計画（素案）』に対する意見募集（パブリックコメント）を実施しました。

